

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年7月6日付けの保護変更決定通知書（保護変更年月日を同月1日とし、決定番号を〇〇とするもの。以下「本件処分通知書」という。）で行った、法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

本件処分通知書の本人負担額3,825円分の請求書が、今まで支払いをしていなかった、介護用品を借りている業者から送られてきた。

そうすると、処分庁は、業者を使って本人支払額分の返還をさせていることになり、前回も問題にしたが、返還をすべきものなら、堂々と正面から返還を要求すべきである。

処分庁は、給付金や特別障害者手当を収入認定しているが、それらの目的や意味があるにもかかわらず、それらを見做して単に

金額で認定している。これらを、経済活動によって生じた利益や収入と一緒に、収入認定してしまうのには無理があるし、乱暴である。処分庁が収入認定の根拠とする次官通知（後記第6・1・(2)・ア参照）は昭和36年のものであって、局長通知（後記第6・1・(2)・イ参照）は平成7年のものであり、半世紀と四半世紀前の規定である。これは行政の怠慢であり、時代錯誤であるが、それは認めるとして、収入認定には配慮がほしい。

問題は、給付金や特別障害者手当などについて、生活保護費への補填が、編入が是か非かの問題であり、是なら、その法的根拠を明確にし、一般人にも分かるように明示してほしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 4月20日	諮問
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

ウ そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年 8 月 22 日付社援保発 0 8 2 2 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発 0 8 2 2 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「保護課長及び事業管理課長通知」という。）Ⅱによれば、給付金については、「次官通

知第8の3の(2)のアの(ア)により、実際の受給額を収入として認定する。」こととされている。

(3) 介護扶助における本人支払額について

ア 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日付社援発第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「運営要領」という。）第5・2・(3)・アによれば、介護扶助における本人支払額の決定については、「要保護者が介護扶助のみ又は介護扶助及び医療扶助の適用を受けるものである場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費及び介護費を除く最低生活費を差し引いた額をもって介護費又は医療費の本人支払額とすること。」とされている。

イ そして、運営要領第5・2・(4)によれば、「現に介護扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、介護扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと。」とされ、「ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。（イ以下略）」等が挙げられている。

(4) 保護変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(5) 収入として認定しない取扱いについて

ア 次官通知第8・3・(3)・ケによれば、心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,00

0円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、局長通知第8・2・(6)・イによれば、特別な事由があり、東京都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

イ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）第7-25（答）によれば、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているとしている。

運用事例集による上記取扱いは、次官通知及び局長通知における福祉的給付金の特例的取扱いについて具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

(6) 次官通知、局長通知及び運営要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、保護課長及び事業管理課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 2 本件処分について

(1) これを本件についてみると、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、本件改定後の保護基準に基づき、請求人に給付されていた重度障害者加算が同年7月支給分より月額14,790円から14,880円に変更されるため、請求人の同月分の基準生活費を114,770円から114,860円に変更した（住宅扶助費39,900円と併せると、最低生活費は154,760円となる）上で、請求人の同月分の保護費（介護費本人支払額）について、既収入認定額158,295円から変更後の最低生活費154,760円を差し引

いた後の3, 535円に変更する旨の前々回処分を行い、請求人に通知したこと。

イ また、処分庁は、請求人が受給していた障害年金等及び給付金が、令和2年6月受給分よりそれぞれ変更されたため、請求人の同月分の収入認定額を158,585円に変更した上で、請求人の同月分の保護費（介護費本人支払額）について、同額から請求人の最低生活費154,670円を差し引いた後の3,915円に変更する旨の前回処分を行い、請求人に通知したこと。

ウ そして、処分庁は、上記アのことから、請求人に給付されていた重度障害者加算が同年7月支給分より月額14,790円から14,880円に変更されていたため、前回処分を変更することとし、請求人の同月分の基準生活費を114,770円から114,860円に変更した（住宅扶助費39,900円と併せると、最低生活費は154,760円となる）上で、請求人の同月分の保護費（介護費本人支払額）について、上記イの収入認定額158,585円から変更後の最低生活費154,760円を差し引いた後の3,825円に変更する旨の本件処分を行い、請求人に通知したこと。

(2) そうすると、処分庁が本件改定後の保護基準の基づき、前回処分による令和2年6月分の保護費を変更することとし、保護変更年月日を令和2年7月1日とし、請求人の基準生活費（最低生活費）を変更した上で、同月分の保護費（介護費本人支払額）の変更を決定した本件処分（介護扶助の変更に関する決定）は、上記1の法令等の定めに則ってなされた適正な処分であって、違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張す

るが、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来